

別紙一覧表1……過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成15年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
1	自動車税等のコンビニ収納		実施済	1	平成19年度の自動車税収納額のうちコンビニでの収納が31パーセントを占め、コンビニ収納を導入した平成17年度以降コンビニでの収納は年々増加している。また、コンビニ収納導入により納期内納付率も導入前の平成16年度の61.4パーセントから平成19年度は66.5パーセントと5ポイント以上向上した。	総務部税務課
2	私立学校が行える収益事業を物品販売業、物品貸付業、製造業、倉庫業、運送業等に限定している。	学校法人及び法人の行うことができる収益事業の種類 (S26. 2. 27告示73号)	私立学校が行える収益可能な事業の種類限定を緩和(農業、林業、漁業、建設業、運輸・通信等の12産業に拡大)する。 (平成17年4月1日施行)	3	平成17年4月1日以降、収益事業に係る寄附行為変更の認可は2件あるが、共に見直し以前から認められていた不動産業(貸付)であり、今のところ効果は未定である。	総務部学事課
3	消防防災施設整備費補助金交付申請	消防防災施設強化事業補助金	16年度から要望段階で徴している参考資料のうち国庫補助要望と重複するものについて廃止した。	1	要望段階で徴している参考資料のうち、国庫補助要望と重複する参考資料の徴収を廃止したことにより、市町村等の事務処理に要する時間の短縮及び紙資源の削減がなされた。	総務部消防地震防災課
4	社会福祉施設整備に際しての隣接地権者及び地元自治会長等からの同意書取得	社会福祉施設整備に係る同意書取扱基準	隣接地権者及び地元自治会長等の同意書の取得に替えて、隣接地権者及び地元自治会長等に対する説明会の開催やその際の質疑応答経過の報告を県へ提出するよう16年3月31日付けで改正したところである。	1	隣接地権者等に対する説明経過の調書による報告に切り替えたことによって、現在に至るまで地権者等からの苦情や反発もなく、整備主体(社会福祉法人)から県、県から国への補助金協議等の事務手続は滞りなく進んでいるところである。	健康福祉部健康福祉指導課
5	調理師免許証交付に係る標準処理日数の短縮		県保健所長が処理する場合20日から14日に、千葉市及び船橋市保健所長を経由するものを40日から28日とした(16年度)。	1	平成15年度に調理師免許システムを導入したことに伴い、見直しを行った結果、台帳管理などの事務処理日数が短縮となり、新規・書き換え・再交付ともに申請者に対し速やかな交付ができた。	健康福祉部健康づくり支援課
6	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの長による入所状況報告書を毎月報告	課長発依頼文書	17年度から4半期毎の報告に緩和	1	4半期毎の報告に緩和したことにより、施設側及び県側ともに事務の簡素化が図られた。	健康福祉部高齢者福祉課
7	精神障害者社会適応訓練事業における協力事業所及び適応訓練の申込み		申込者の負担軽減のため、押印を廃止(15年12月要綱改正により押印廃止済)	1	押印を廃止したことにより、申込者の負担軽減となっている。	健康福祉部障害福祉課
8	国民健康保険料(税)滞納者に対する措置状況等に関する資料の集計結果の公表(被保険者資格証明書の交付状況・保険給付の制限の状況・短期被保険者証の交付・被保険者証等の滞留状況)		平成16年度は年2回の調査を実施し、調査結果については、その都度全市町村に送付した。	1	調査を年2回としたことによって、市町村の負担が軽減された。また、調査日を毎年6月1日と12月1日と定例化したことにより、前年度との比較等が容易となるとともに、他市町村の状況等も把握が可能となったとの意見が市町村からあった。	健康福祉部保険指導課

別紙一覧表1……過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成15年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
9	介護保険事業者の実地指導等	介護保険法	平成16年度から、県内5ヶ所の健康福祉センターに事務の効率化を図るため事務を移譲した。	1	介護保険事業者の実地指導を県内5か所の健康福祉センターで実施することができるようになり、地域で分担することによる移動時間の短縮や、地域において実地指導を行うことによる事務の効率化が図られた。	健康福祉部 保険指導課 医療整備課
10	食品営業許可更新申請及び許可証の交付(食品衛生法では知事が行うこととされているが、市町村の窓口を介しての申請・交付手続きを可能としている)		実態を調査して対応を検討する。郵送の検討については、申請書は記載内容の補正指導が必要な場合が多いことから、引き続き保健所への持参とし、許可証の窓口交付を検討する。	1	許可証の交付について、原則郵送であったが、市町村や各健康福祉センターの窓口で受領できることとしたことで、申請者の利便性を高められた。	健康福祉部 衛生指導課
11	再登録申請期限(登録有効期間終了の1ヶ月前から終了日まで)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	17年度から2ヶ月前に延長	1	有効期間満了により登録を失効する事業者が減少した。	健康福祉部 衛生指導課
12	建築物の清掃、空気測定等の事業者登録申請時に従業員名簿を添付	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	16年度から資格者以外の従事者名簿は求めている。	1	資格者以外の従業者名簿が不要となったことで、事業者の負担の軽減が図られた。	健康福祉部 衛生指導課
13	死亡獣畜取扱場の設置許可に係る標準処理日数の短縮		60日から30日に変更	3	平成15年度以降に申請の実績がないため効果が判定できない。	健康福祉部 衛生指導課
14	PRTR法等他法により報告義務のある物質についても、公害の防止に関する細目協定で報告することとなっている。	公害の防止に関する細目協定、千葉県化学物質環境管理指針	平成17年3月1日の細目協定改定において対応済	1	対象物質の整理、届出内容の整理及び届出媒体の多様化(表ソフトの利用)について対象企業と協議し、届出資料作成の負担が軽減された。	環境生活部 大気保全課
15	し尿処理施設維持管理報告書及びごみ処理施設維持管理報告書の提出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	平成17年4月1日付けで施行細則の一部を改正し、ごみ焼却施設及び最終処分場以外の施設は、年4回から年1回の報告とした。	1	報告回数の減少により、報告者の事務が軽減された。万一、一般廃棄物処理施設において生活環境の保全上支障が生じる等の事態が起きた場合は、速やかに事故の状況等を報告することになっており、県の指導・監督水準は維持されている。	環境生活部 廃棄物指導課

別紙一覧表1・・・過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成15年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
16	青少年を取り巻く地域社会環境実態調査	千葉県青少年健全育成条例	地域社会環境実態については、平成16年7月に市町村に対し意見調査を実施した。この調査結果を基に、実態調査の項目を必要最小限とするなど調査実施方法の見直しを図った上で、今後も実態調査を実施することとした(市町村への協力は依頼済)。	1	地域環境実態調査については、市町村の意見も聞きながら必要に応じて実施することとし、調査項目についても必要最小限としている。	環境生活部 県民生活課
17	地区少年の日・地域のつどい大会の打合せ(県青少年総合対策本部が主催となって企画・運営等が行われるべきであるが、実際は、当番市が企画・運営を行っている。)	協議会会則	本大会の実施については、各地区連絡協議会において検討し、実施する場合には、関係市町村と連携しながら企画運営等について検討していく。	1	つどい大会の期日、場所、内容を各地区青少年相談員連絡協議会が独自に設定できるようになり、地区ごとに特色ある企画内容で開催できるようになった。	環境生活部 県民生活課
18	商店街共同施設整備事業補助金交付申請	ふさの国商店街環境整備事業	採択申請書と重複する添付書類を省略(16年度)	3	申請実績が無いため効果が不明である。	商工労働部 経営支援課
19	計量法に基づく定期検査の実施(計量器事前調査及び計量器調査書の受付事務、次会場への機材の輸送、検査終了報告)	計量法	基本的には県が会場を確保し1箇所で開催することとし、市町村が複数会場を希望する場合は市町村が会場確保等を行い実施していきたい。	1	定期検査は、従来から各市町村において、受検者の利便性を考慮して多くの会場で実施してきたが、今回の規制の見直しで会場数・検査日数が減少し、各市町村の会場確保及び受付補助事務等に係る負担が軽減された。また、県(計量検定所)も経費や検査の効率化を図ることができた。しかしながらその反面、受検する事業者の中には、会場が今まで以上に遠くなる等、負担が大きくなる者も出てきている。なお、「規制の見直し事項」欄中「検査終了報告」についても、その後見直しを行い廃止したため、市町村や県の負担は軽減された。	商工労働部 保安課
20	農産物直売所の設置(農業振興地域整備法上は設置が可能であるが、都市計画法上は市街化調整区域内への建築が認められていない。)	農業振興地域の整備に関する法律施行規則、都市計画法	15年4月1日より一定の要件に適合する農産物の直売所について、開発審査会の議を経て許可できることとした。	3	平成15年度以降、農振農用地区域内での大規模な農産物直売所の計画がないことから、見直しの効果は不明である。	農林水産部 農地課
21	農業振興地域除外手続は時間がかかりすぎる(空港関連で代替地取得(調整区域内への移転)に際し、農地転用申請の必要が生じる場合があるが、そのときの農業振興地域除外の手続に時間がかかりすぎているので短縮してほしい。)		県単独で緩和が可能である事前協議では、公益性・緊急性があり除外要件を明らかに満たしている案件等ではより短期間に処理する等、柔軟に対応しているところである。	1	市町村との連絡調整を密に行い、柔軟に事前協議に対応することによって、除外手続の時間が短縮されている。	農林水産部 農地課

別紙一覧表1……過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成15年度実施分

1 効果あり 2 効果なし 3 その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
22	種畜等譲渡申込書にかかる押印の廃止	千葉県種畜、種きん及び種卵配布規則	申込者の負担軽減のため、申請書の押印を廃止した。(16年度)	1	押印を廃止したことにより、FAXや電子メールによる申込みが可能となり、申請者の利便性が向上した。	農林水産部 畜産課
23	家畜人工授精用凍結精液等配布申請書にかかる押印の廃止	千葉県種雄畜精液配布規則	申込者の負担軽減のため、申請書の押印を廃止した。(16年度)	1	押印を廃止したことにより、FAXや電子メールによる申込みが可能となり、申請者の利便性が向上した。	農林水産部 畜産課
24	都市計画決定の同意協議(都市計画法に基づく県との同意協議に際し、法や要綱に定められていない「原案協議」が事前に行われている。事前協議済の同意協議は国と同様に即日回答とすべき。)	都市計画法、市町村が定める都市計画に係る知事の同意等に関する要綱	原案協議は都市計画決定事務を円滑に処理するため必要に応じて行っているものであり、法定同意協議においては、同意を判断する期間として概ね1ヶ月の標準処理期間を定めている。原案協議の内容を変更することなく、法定同意協議がなされた場合の処理期間の目安としては5日以内とする。	1	法定同意協議の処理期間を短縮したことによって、同意協議から都市計画決定告示までの期間が短縮された。	県土整備部 都市計画課
25	建築物動態調査(当該年度中に建築確認を受けた建築物について、調書に入力及び図面にプロットする。)		調査項目の簡素化、各自自治体のデータベースからのデータ利用等を実施済	1	調査に係る作業量、時間の軽減等の効果があった。	県土整備部 都市計画課
26	不動産鑑定業者の登録、登録申請の経由	不動産の鑑定評価に関する法律、同施行規則	国の法令改正後、住民基本台帳ネットワークシステムにより住民票添付を不要とした(16年度)。	3	千葉県所管の不動産鑑定業者は、この見直しには該当しないが、国土交通省所管の不動産鑑定業者については、当該見直しにより事務手続きが改善された。 なお、平成20年10月1日より規則の一部改正により、事務が関東地方整備局に委任されることとなった。	県土整備部 都市計画課 用地課
27	不動産鑑定業者名簿の閲覧簿	千葉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則	閲覧簿への記入について、16年度より会社名の記入を不要とした。	1	事務が簡素化され、閲覧がより容易になった。	県土整備部 都市計画課 用地課
28	建設業者提出書類等の閲覧時間の延長	千葉県建設業者提出書類閲覧規程	毎週月・火・木・金曜日の9時～12時、13時～16時を延長し、16年度より毎週月火木金の9時～12時、13時～17時とした。	1	閲覧件数は、新規申請件数等に対応し微減傾向にあるものの、閲覧者にとって利便性が高まった。	県土整備部 建設・不動産 業課

別紙一覧表1……過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成15年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果(又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
29	企業関係海域の浚渫等工事(知事許可)への複数の申請手続(窓口の一本化による手続の簡略化、申請書類の削減、許可期間の短縮)	浅海漁場総合整備事業計画等	窓口の一本化及び申請書類の削減は困難だが、処理期間は2週間を目処に短縮を図る。	1	窓口の一本化及び申請書類の削減は困難であるが、処理期間を6週間から2週間短縮することで申請者の負担軽減につながった。	県土整備部 港湾課
30	事業主体が県である国庫補助事業(組合土地区画整理補助事業)の会計検査院検査の受検に際し慣例的に市が直接受検対応している。		組合事業の受検に際して、設計や補償等の技術的な内容については市が、また国庫補助金の事務手続等については県で説明することとした。今後とも相互の役割に応じて組合を支援するものとした。	1	会計検査の受検については、県及び市の役割に応じた準備並びに対応としたことで、適正な組合への指導及び受検が行われており、効果があった。	県土整備部 都市整備課
31	都市再開発法に係る建設行為の制限の許可申請		事務処理の迅速化、申請者の利便性の向上のため、平成15年度までに事業実施市等に対し、許可に係る権限を移譲した。	3	権限移譲を行ったが、該当する許可申請が出されていないため、効果が不明である。	県土整備部 都市整備課
32	市街地再開発促進区域内の建築行為の許可		事務処理の迅速化、申請者の利便性の向上のため、平成15年度までに事業実施市等に対し、許可に係る権限を移譲した。	3	権限移譲を行ったが、該当する許可申請が出されていないため、効果が不明である。	県土整備部 都市整備課
33	公共下水道を流域下水道に接続する際の接続工事についての知事の承認	千葉県流域下水道維持管理要綱	16年度中に維持管理要綱を改正し、「承認申請書」の提出を「接続工事届」の提出に改めた。	1	承認申請を届出に改めたことにより、公共下水道管理者(市町村)の書類提出から工事までの期間が30日間短縮された。	県土整備部 下水道課
34	違反建築物対策の拡充		事務手続の迅速化を図るため、建築物の現地調査、是正指導、停止命令、勧告等の業務について、規模区分(工事に係る部分の一棟の床面積の合計が2000平方メートル以下で、かつ、4階以下の建築物に限る)を廃止し、全物件について、出先事務所へ移譲した。(16年度)	1	違反の通報等があった場合に、迅速に現地調査、是正指導等が行なわれるようになった結果、手遅れにならず適確に指導できるようになった。	県土整備部 建築指導課
35	ホームエレベータ(住戸内のみを昇降するエレベータでかごの床面積が1.1㎡以下のエレベータ)の建築確認・検査		事務手続の迅速化を図るため、ホームエレベータの建築確認及び検査について、本庁から出先事務所へ移譲した。(16年度)	1	従来は、住宅の建築確認を出先機関に、ホームエレベーターを本庁に提出していたが、申請先が1本化されたことにより、申請者にとって手続が容易になった。また検査も出先機関のみで行うことにより事務の省力化が図られた。	県土整備部 建築指導課

別紙一覧表1・・・過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成15年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果（又は経過）	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
36	建築物の敷地の接道許可		事務手続の迅速化を図るため、建築物の敷地の接道許可について、規模区分（工事に係る部分の一棟の床面積の合計が2000平方メートル以下で、かつ、4階以下の建築物に限る）を廃止し、全物件について出先事務所へ移譲した。（16年度）	1	申請先が出先機関に1本化されたことにより、申請者にとって手続が容易になった。県にとっても現地調査など事務の省力化が図られた。	県土整備部 建築指導課
37	県営住宅入居者募集案内等の配付		平成16年12月から県営住宅入居者の募集案内のホームページをリニューアルし、資格要件や入居申込書記載方法をわかりやすく検索できるようにシステム化した。また、平成17年4月から、募集する住宅の外観写真や間取り図等についても掲載することとしている。	1	県営住宅入居者の募集案内のホームページのリニューアルにより、資格要件や入居申込書記載方法をわかりやすく検索できるようになった。また、募集する住宅の概観写真や間取り図等の詳細情報が閲覧できるようになった。	県土整備部 住宅課
38	自らが管理している公共施設のうち、県水道局が鉛給水管の布設替えを行っていないものについて、市町村の負担による布設替えを依頼している。		県水道局が道路部を、関係市が敷地内を負担し、一体的に布設替えすることで関係市と協定を締結した。	1	公園、公民館等の公共施設における、道路部から敷地内まで連続して布設されている鉛給水管の布設替えに伴う費用負担について、関係市と協定を締結し実施した結果、公共施設における鉛給水管の布設替えが促進できた。（公園：H16年度、H17年度の2カ年で実施済み。その他の公共施設：H22年度までに完了予定。）	水道局計画課
39	不利益処分についての不服申立て	不利益処分についての不服申立てに関する規則	審査請求書等本人の意思を明確にする必要がある一部の書面を除いて、押印を不要とするとともにファクシミリを利用して書面を提出できることとした。（平成16年4月1日から実施）	3	ファクシミリを利用している事例が少なく、効果が検証できない。	人事委員会 事務局
40	勤務条件に関する措置の要求	勤務条件に関する措置の要求に関する規則	措置要求書等本人の意思を明確にする必要がある一部の書面を除いて、押印を不要とするためにファクシミリを利用して書面を提出できることとした。（平成16年4月1日から実施）	3	ファクシミリを利用している事例がなく、効果が検証できない。	人事委員会 事務局
41	高齢運転者（70歳以上）に対する警察署免許更新の実施	道路交通法、道路交通法施行規則	高齢運転者の免許更新には高齢者講習が義務付けられている。平成17年4月から受託教習所を54箇所に拡大し、その他3箇所について拡大協議中。	1	高齢者講習受託教習所を59か所に拡大し、開催回数の増加、1回当たりの受講人員の増員等の施策を講じた結果、平成18年の受講待ちが6週間以上であったものが、平成19年中の平均受講待ちは2週間以内となり受講者の利便性の向上が図られた。	県警免許課

別紙一覧表1……過去に規制の見直しが実施されたものについてその効果を検証したもの(網掛け部分が平成20年度に検証した部分です。)

平成15年度実施分

1効果あり 2効果なし 3その他

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し結果 (又は経過)	規制の見直しの効果		所属
				記号	効果の概要	
42	運転免許の記載事項の変更及び再交付申請	千葉県道路交通法施行細則	<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項の変更及び再交付申請について、平成17年4月から県内すべての警察署で受理 ・記載事項の変更について、平成17年4月から運転免許センター(千葉・流山)の日曜日窓口において受理 	1	<p>署において、他署管内居住者からの運転免許の記載事項変更の届出及び再交付申請が可能となった結果、申請者の利便性の向上が図られた。なお、運転免許センターでは、日曜日にも運転免許の記載事項変更の届出が可能となった結果、日曜日の取扱い件数が全体の4割を超えるなど、届出人の利便性の向上が図られた。</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年記載事項変更届受理件数(署) 207,752件、うち他署管内居住者からの届出15,616件(全体の7.5パーセント) ○ 平成19年再交付申請受理件数(署) 2,637件、うち他署管内居住者からの申請46件(全体の1.7パーセント) ○ 平成19年記載事項変更届受理件数(運転免許センター) 42,507件、うち日曜窓口受理件数19,591件(全体の46.1パーセント) 	県警免許課